

# 段階の見直し

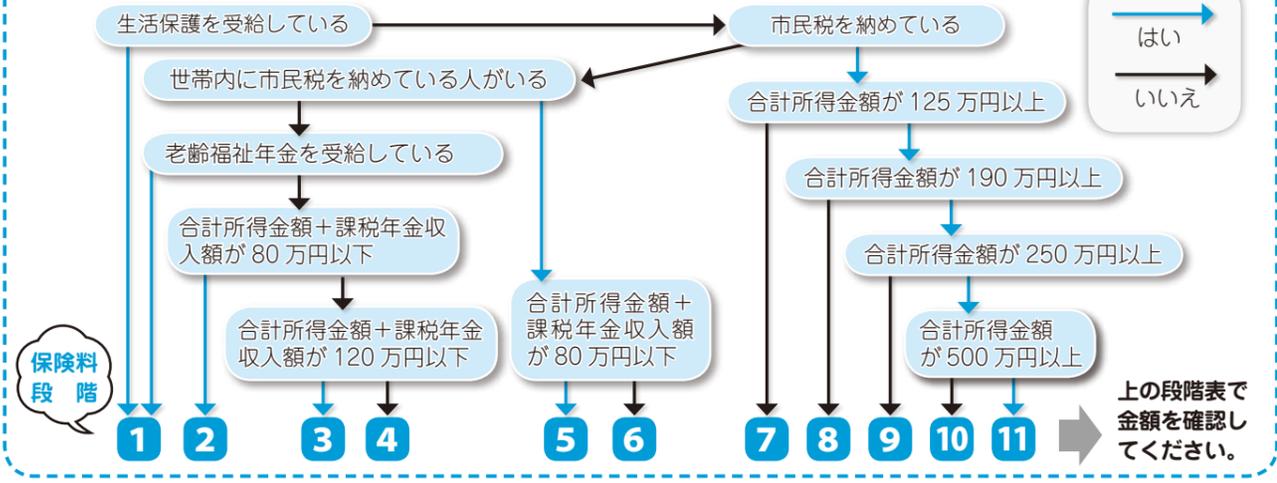
# 今回の変更点

基準額の変更に合わせて保険料段階も見直しました。所得に応じてきめ細やかに区分するため新たな保険料段階を設定し、これまでの9段階から11段階に変更しました。

段階	対象	保険料率	年間の保険料
1 第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.5	32,100円
2 第2段階	本人が市民税非課税 世帯の全員が市民税非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5
3 第3段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.7
4 第4段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.8
5 第5段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9
6 第6段階	同じ世帯に市民税を課税されている人がいる	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額
7 第7段階		前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.2
8 第8段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.3
9 第9段階		前年の合計所得金額が190万円以上250万円未満の人	基準額×1.5
10 第10段階		前年の合計所得金額が250万円以上500万円未満の人	基準額×1.6
11 第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.8

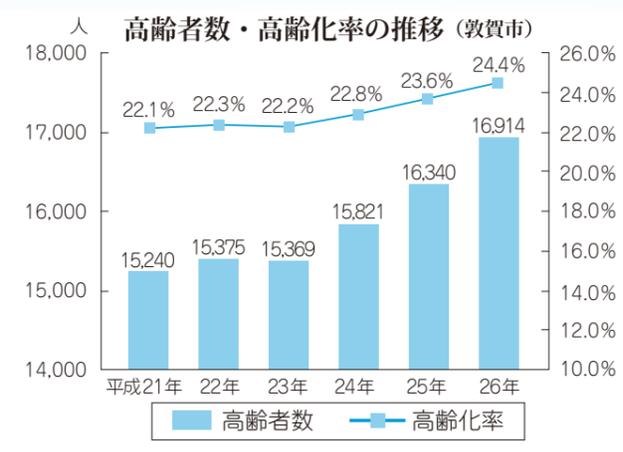
今までの保険料段階 9段階

## あなたの保険料を確認しよう！

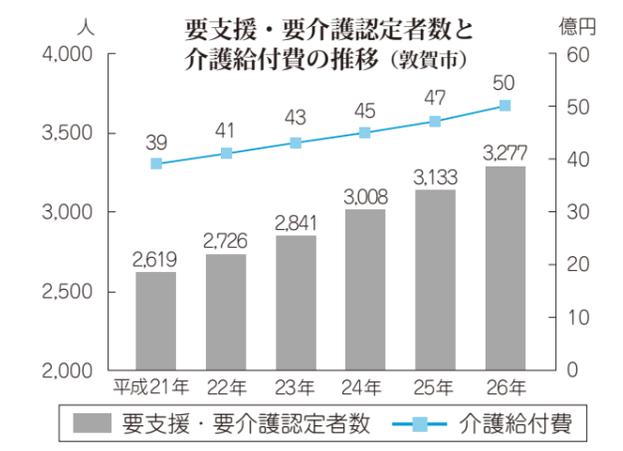


# 65歳以上の方の介護保険料が変わります

介護保険制度は、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になったとき、安心して自立した生活を送れるように社会全体で支える制度です。



**●高齢者の増加**  
敦賀市では、65歳以上の高齢者が増加し、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）が22%を超えています。平成24年度以降は、「団塊の世代」が高齢者に加わり、平成26年度には、およそ4人に1人が高齢者になる見込みです。



**●介護サービス費用の増加**  
高齢者数の増加に伴い、介護を必要とする要支援・要介護認定者数や介護サービスの利用者が年々増加しています。このため介護サービスにかかる総費用（介護給付費）も増加し続け、平成26年度には50億円に達する見込みです。

**●減免制度について**  
介護保険料の通知書に合わせて、減免制度のご案内も送付します。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

**●保険料を滞納するとは？**  
特別な事情がなく、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置が取られます。保険料は必ず納めてください。

**●7月中旬に介護保険料の通知が届きます**  
【介護保険料決定通知と納入通知書が届いた方】  
期限までに市内の金融機関窓口（ゆうちょ銀行は除く）で納付してください。※口座振替の手続きをされている方には納入通知書が入っていません。

**【介護保険料額決定通知のみが届いた方】**  
年金天引きで介護保険料をいただいておりますので、納付書などで保険料を納める必要はありません。通知書に記載された保険料額をご確認ください。なお、今年度は保険料を変更したため、仮徴収と本徴収の納付額にばらつきが生じます。これを和らげて年間を通しての納付額をできるだけ均等にすするため、8月の仮徴収額を変更します。先にハガキで通知した金額と異なる事がありますので、ご了承ください。

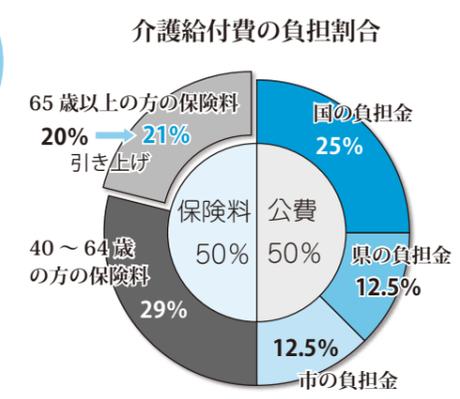
## 基準額の見直し

これらを踏まえて基準額を次のとおり変更しました。

これまで 年額 50,400円 (月額 4,200円)

今年度から平成26年度まで 年額 64,200円 (月額 5,350円)

## 今回の変更点



**●介護給付費の負担割合の変更**  
介護サービスにかかる総費用（介護給付費）のうち、65歳以上の方の保険料によって負担する割合が平成24年度から変更され、これまでの20%から21%に引き上げられました。